

事務連絡
令和4年3月24日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 民生主管部（局）担当者 殿

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

児童福祉施設等に設置している遊具等の安全管理の強化について

都市公園内において、公園施設の遊具等に起因すると思われる事故が発生しましたので、以下の通りお知らせします。

- ・ 令和3年6月9日午後3時頃、街区公園内において、12歳男児がブランコで遊んでいたところ、座板からチェーンが外れたため、地面に落下し、負傷する事故が発生した。（別添1）
- ・ 令和3年10月14日午後4時頃、近隣公園内において、8歳女児が友人とおにごっこ中に石積に登ろうと手をかけたところ、修景用の石が外れて左足甲にぶつかり、負傷する事故が発生した。（別添2）
- ・ 令和3年11月2日午前10時頃、総合公園内において、7歳女児がローラースライダーで遊んでいたところ、スピードが落ちずにカーブに差し掛かり、手すり支柱に顔面を打ち付け、負傷する事故が発生した。（別添3）

上記を踏まえ、別紙のとおり、国土交通省都市局公園緑地・景観課企画専門官から事務連絡「都市公園における安全確保について」が発出され、類似事故の再発防止に努めるよう、注意喚起が行われたところです。

児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保については、「児童福祉施設等に設置している遊具等の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障発第0829001号）等により、遊具の安全確保・事故防止対策に努めていただいているところですが、各都道府県・指定都市・中核市民生主管課

におかれては、日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応について、より一層万全を期されるよう、管内の児童福祉施設等及び市区町村に対して指導方お願いいたします。